

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 茨 木 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年7月26日（火） 午後2時00分から 午後3時00分までの間	
開催場所	大阪府茨木警察署4階講堂	
出席者	委 員	辰本会長 濱口委員 北浦委員 北村委員 石黒委員 藤井委員 岸田委員 平井委員 西村委員 中島委員 青木委員 鯖江委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 生活安全課長代理 地域課長代理 交通課長代理
議事概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大により、大変な時勢となっております。その様な中でも警察職員の方は、感染の危険にさらされながら、茨木市の安心安全を守ることに尽力されており、敬意を表したいと思います。</p> <p>警察署協議会も2年半ぶりの開催となり、委員も変わりましたので、今日は、皆様からいろいろとお話や御意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>本日は御多忙の中、茨木警察署協議会にお集まりいただき、本当にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様には、警察行政・運営に対し地域の代表として御尽力をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>さて当署管内の治安情勢につきまして、最大の懸案事項は特殊詐欺であり、昨年を上回るペースで発生をしております。</p> <p>当署といたしましては、地域警察官をはじめ、内勤の職員も無人ATM機での警戒等を実施し、発生の抑止に努めております。</p> <p>また、その他の活動につきましても、市民の安全安心を守るため、署員一丸となり取り組んでおりますが、警察だけの力では、その重責を担</p>	

うことはできません。

本日は、皆様からの貴重な御意見を警察活動に反映させ、取り組んでいく所存ですので、御指導・御協力のほどよろしくお願いいたします。

### 3 業務概要等説明

#### (1) 生活安全課

- ・ 令和4年5月末現在における管内の刑法犯認知件数
- ・ 管内における犯罪の傾向、発生状況等
- ・ 特殊詐欺の発生状況、手口、抑止対策

#### (2) 交通課

- ・ 令和4年5月末現在における管内等の交通事故発生状況
- ・ 本年の交通死亡事故発生状況
- ・ 交通事故抑止対策、高齢者に対する啓発活動等

## 議事概要

### 4 議事

#### (1) 【委員】

事件情報についての質問です。

以前、警察官の方が多数おられるのを見かけましたが、どの様な事件の取扱いかは教えていただけませんでした。

取扱い情報について、なぜ公開できないのでしょうか。

#### 【警察】

警察での取扱い情報については、犯罪の性質（犯罪・犯人の特性、捜査の秘匿性）等の観点から全てを公開することができない場合があります。

事件の重大性や連続性等により、広報する事件もありますが、個々の取扱い情報については、公開は控えさせていただいております。

#### (2) 【委員】

ゴミの集配所でいたずらや盗みが見受けられるのですが、カメラ設置等の対策はできないのでしょうか。

申請するための手続きや設置基準について知りたいと思います。

#### 【警察】

ゴミの集配所への防犯カメラの設置については、可能と考えます。

設置する場所周辺住民の反対意見等がクリアになれば、その自治会の判断で設置可能と考えます。

カメラを設置する場所が、電柱であれば関西電力へ、信号柱であれば、公安委員会（窓口は警察）の許可をもらう必要があります。

公共の場所である公園や通学路等、何らかの犯罪被害等に遭うおそれのある場所であれば、市役所の危機管理課が防犯カメラ設置の窓口であり、相談を受け付けてくれます。

#### (3) 【委員】

歩行者、特に下校時の小学生の交通マナーの悪さが気になります。どの様な対策をされているのでしょうか。

**【警察】**

令和4年5月末現在、前年対比で人身事故の件数は減少しておりますが、歩行者が関連する事故の件数は横ばいのため、総量抑制には歩行者、特に子供のマナー向上が重要であると認識しております。

当署の取り組みとしては、茨木市役所と協働し、全ての小学校に対する安全教育を順次実施しております。

加えて、小学校の通学路見守り活動や全国交通安全運動期間中に下校時のパトロール活動を実施するなどし、小学生の交通マナー向上を図っているところです。

(4) **【委員】**

下穂積2丁目交差点から宇野辺北交差点方向に左折車の渋滞がおきています。

下穂積2丁目交差点から宇野辺1丁目交差点への信号の流れを良くできないでしょうか。

特に朝の時間帯にトラックの駐停車が多く、小学校への通学路の見通しも悪くなっています。

**【警察】**

御指摘の下穂積2丁目交差点で、左折渋滞が頻繁に発生する状況は把握しております。

中央環状線は常態的な渋滞が発生する道路であり、本部交通規制課と協議等して現在の信号周期となっています。

現地調査を行いました。左折する信号の秒数を増すと、他の信号の秒数を減らすことになり、現実的に難しいところがあります。

トラックの駐停車については、パトカー等による広報活動により、解消を図っていく所存です。

(5) **【委員】**

交差点の信号機設置基準についての質問です。

事故の多い交差点で、信号機もなく横断歩道の設置もないところがあります。

子供の通学路であれば、ボランティアの誘導員が立っておられるので、子供が事故に巻き込まれたケースはないと思いますが、その様な交差点に信号機を設置するためには、「交通量が多くなければならない」とか「死亡事故が発生しないとだめ」等の基準があるのでしょうか。

**【警察】**

信号機は主に人や車の交通量、形状等から真に必要性が高いと認められた箇所に設置しており、具体的には、付近に学校・病院等の施設があり、歩行者の安全を特に確保する必要がある箇所、主道路の交通量が

多く、信号を設置しないと従道路からの流入が困難な箇所等に設置しております。

交通量が少ない道路であれば、信号機を設置する必要はないと判断される場合もあります。

**【委員】**

行方不明についての質問です。

認知症の方等が、行方不明となった等の話を聞くことがあります。

警察でも捜索されていると思いますが、場所が他の市町村と隣接する場所等では、他の市町村や警察署等との協力体制が確立されているのでしょうか。

**【警察】**

行方不明届を受理した場合、当署でも署を挙げて捜索等を実施しております。

また、本部から警察犬の派遣を得て実施することもあります。

案件によりましては、茨木警察署だけでなく府下全域、あるいは全国に手配を行い、どこで発見されても分かるような体制をとっております。

(6) **【委員】**

信号の設置基準には、何メートル離れていなければならない等の条件はあるのでしょうか。

**【警察】**

一定の設置基準はありますが、一律に決まった設置基準ではありません。

交差点の形状、付近の交通量、他の交差点との関係、周りの建物の状況等により変わりますので、個別に調査を実施して設置の検討をしております。

(7) **【委員】**

最近、マンションが建設され、以前は車両の通行ができなかった道路が、マンション建設後に道幅が広がり、車両が通過するようになりました。

標識等の規制がないので、この状況であれば車両の通行が可能なのでしょうか。

**【警察】**

規制がかかっている場合は、必ず標識が設置されます。

現場を見ていないため、すぐに判断はできませんが、標識がないのであれば、現在のところ規制がかかっていない可能性があります。

今後、現場を確認した上で、規制の必要性等を検討させていただきたいと思います。

5 会長からの講評

ここ2年間以上、コロナにより協議会の開催が延期されてきました

が、本日、皆様一堂に会して、直接お話をお聞きすると御理解がいただけた部分、また、新たに疑問に思う部分等があったものと思います。

委員の皆様は、本日、御質問があった以外にもそれぞれの地域の問題点等お気付きの点が多々あるかと思えます。

その疑問点につきましても、今後も警察へ御質問していただき、警察も現場を確認する等していただきたいと思えます。

その様な意味でも、本日、この様な協議会が開催できたことが、非常に大きな意味を持つことになったと思えますので、今後もよろしく願います。